

# 令和6年度余剰電力売買契約書(案)

高松市（以下「売却人」という。）と、〇〇〇（以下「買取人」という。）とは、次の条項により令和6年度高松市西部クリーンセンター余剰電力の売買契約を締結する。

（総則）

第1条 売却人が提供する高松市西部クリーンセンター余剰電力（以下「余剰電力」という。）とは、高松市西部クリーンセンターに設置する発電設備（以下「本発電設備」という。）における発生電力のうち、自家消費電力を除いた電力を指し、売却人は余剰電力を買取人に全量売却する。

2 契約期間内の売却電力量が、予定売却電力量に比べて増減がある場合でも、売却人は、買取人にその余剰電力量を全量売却するものとし、契約単価についても変更を行わないものとする。

なお契約単価には、インバランス料金が含まれているものとし、別途インバランスに係る清算は実施しないものとする。

3 売却人の発電設備は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けていない再生可能エネルギー（非FIT非化石電源）であり、売却人から買取人に売却する余剰電力には、非化石証書による環境価値を含むものとする。

なお、買取人が行う非化石価値の証書取得のための必要な手続については、それに伴う費用のすべてを買取人が負担するものとし、申請書等の写しを売却人に提出するものとする。また、売却人は買取人が行う申請に必要な情報の提供を速やかに行い、遅滞が生じないように努めるとともに、買取人は官公署等に申請した結果を売却人と共有するものとする。

4 この契約の履行に関して売却人と買取人との間で用いる用語は、特別の定めのある場合を除き、電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、売却人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（電力売却地点及び発電設備）

第2条 余剰電力の売却地点及び本発電設備については別表1のとおりとする。

（電力供給上の協力）

第3条 売却人は、この契約に係る余剰電力の供給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保たなければならない。

2 売却人は、買取人の要求に基づき、余剰電力供給計画（週間計画、月間計画、年間計画をいう。以下同じ。）を買取人に提供するものとする。

3 余剰電力供給計画に変更が必要な場合、又は生じた場合は、売却人は買取人に対して速

やかに通知するものとする。

なお、余剰電力供給計画のうち週間計画を提供後に、一般送配電事業者（以下「託送事業者」という。）からの要請により、託送供給電力を制限する場合の変更については、通知をしないものとする。

（託送供給契約）

第4条 買取人は、本発電設備と電力系統を連系する託送事業者と託送供給契約の締結が必要となる場合は、買取人の責任と負担で託送事業者と当該託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

2 売却人は、発電者として前項の託送供給契約約款を遵守するものとし、買取人が託送事業者と託送供給契約を締結する際に必要な協力を行うものとする。

（発電量調整供給契約）

第5条 買取人が余剰電力の受給に当たり、託送事業者と発電量調整供給契約の締結をする場合は、買取人の責任と負担でこれを締結するものとする。また売却人は、これに必要な協力を行うものとする。

（余剰電力供給の停止又は制限）

第6条 売却人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、余剰電力の供給を停止又は制限できるものとする。

- （1） 託送事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により、売却人が余剰電力を供給できない場合
- （2） 売却人の施設の事故又は運営上の都合による場合
- （3） その他保安上の必要がある場合

2 売却人は、原則として、買取人からの電力量抑制の要請には応じないものとする。ただし、売却人は、託送事業者からの、託送供給電力を制限する必要がある1900kWを超えた99kW分に係る電力抑制の要請については、応じるものとする。

（契約期間及び履行期間）

第7条 契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

2 履行期間は、令和6年7月1日午前零時から令和7年4月1日午前零時までとする。

（電力量料金単価等）

第8条 電力量料金単価及び季節別時間帯別の区分は別表2及び別表3のとおりとする。また、電力量料金単価には第1条第3項に規定する非化石証書による環境価値に係る単価を含むものとする。

（発電側課金）

第9条 令和6年4月1日に制度開始の発電側課金については、契約単価に含まないものとし、売却人が一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分の全額を別途、買取人の負担に転嫁する。

2 売却人が負担する発電側課金の一般送配電事業者への支払業務は買取人が行うこととし、買取人から一般送配電事業者への支払相当額と前項の定めによる売却人から買取人への転嫁相当額を、毎月の電力量料金の支払において相殺する。

3 発電側課金に係る国の検討において、前2項と異なる取扱いが示された場合は、売却人と買取人は、本契約における発電側課金の取扱いについて協議する。

(余剰電力の計量及び検針)

第10条 余剰電力の計量は、原則として第2条に定める売却地点において、四国電力送配電株式会社所有の取引用積算電力量計を介して原則として毎月1日午前零時00分に行うものとする。

2 買取人が独自の計量装置、通信設備等を設置する場合は、売却人の承諾の下、買取人の責任と負担でこれを行うものとする。なお、この契約終了後、又はこの契約の解除後、装置を撤去する場合も同様とする。

3 取引用積算電力量計に不具合が生じた場合は、直ちに買取人にその旨を連絡し、その期間内の余剰電力量については、その都度、売却人と買取人が協議して決定するものとする。

4 余剰電力量の検針は、原則として毎月1日午前零時00分に、前月分の算定を買取人が行い、その結果を毎月10日までに売却人に文書で報告し、互いに確認するものとする。

(バイオマス比率の報告)

第11条 売却人は、買取人に、前条による余剰電力量に係るバイオマス比率を毎月15日までに書面で報告するものとする。

(電力量料金の算定及び支払い)

第12条 買取人は、第10条により算定した毎月の余剰電力量に対する電力量料金を売却人に支払うものとする。

2 電力量料金は、第10条により算定された余剰電力量に対し、別表2で定める季節別時間帯別電力量料金単価を乗じて得た金額とする。

3 前項の各種別電力量料金は、1銭単位まで有効とし、得られた各電力量料金を合算した金額は、1円未満を切り捨てるものとする。

4 売却人は、第2項により算定された金額を毎月15日までに買取人に文書で請求し、買取人は同月末日(以下「支払期日」という。)までに売却人の指定口座に支払うものとする。

ただし、15日又は末日が、日曜日・12月29日・同月30日及び銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合は、その翌営業日に請求し、又は支払うものとする。

5 売却人は、買取人の責めに帰すべき事由により、買取人が支払期日までに電力量料金を支払わない場合は、当該未払い金額に対して、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で算定される遅延損害金を請求することができる。

(入札保証金の納付)

第13条 入札保証金の納付は、所定の納付書により、会計管理者又は指定金融機関等(高松市会計規則第19条各項に規定する指定金融機関等をいう。第4項において同じ。)に対してしなければならない。

2 入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債証券、地方債証券、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、公社債(契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)第5条第1項第1号に規定する公社債をいう。)及び市長が確実と認める社債
- (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書
- (4) 預金証書
- (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

3 前項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保の価値は、その額面金額(同項第5号に掲げる保証にあっては、その保証金額)とする。ただし、同項第1号に掲げる有価証券にあっては、額面金額の8割以内において市長の定める額とする。

4 第2項(第5号を除く。)の担保の提供は、売却承諾書及び白紙委任状を添付した所定の納付書により、会計管理者又は指定金融機関等に対してしなければならない。

5 市長は、第2項第5号の銀行又は確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

6 契約事務担当員は、一般競争入札を執行しようとするときは、当該競争入札に参加しようとする者に入札保証金に係る領収書又はこれに類する書類を提示させ、その確認をしなければならない。

(契約保証金)

第14条 買取人は、本契約を締結するに当たり次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 国債証券、地方債証券、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、公社債(契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)第5条第1項第1号に規定する公社債をいう。)
- (3) 銀行又は売却人が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書

(5) 預金証書

(6) 銀行若しくは売却人が確実と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証

2 前項の規定に定める契約保証金の額は、総買取予定金額の30パーセント（前項第2号に定める国債、地方債、政府の保証のある債券及び金融債については37.5パーセント）以上に相当する額としなければならない。

3 契約保証金には利子を付さない。

4 契約内容の変更により、契約金額を増減したときは、その割合に従って契約保証金を増減することができる。ただし、契約金額の増減が1割以内の場合においては、この限りでない。

（契約保証金の納付）

第15条 契約保証金の納付は、所定の納付書により、高松市会計管理者又は指定金融機関等（高松市会計規則第19条各項に規定する指定金融機関等をいう。）に対してしなければならない。

2 契約保証金の納付は、前条第1項第2号から第6号までに掲げる担保の提供をもって代えることができる。

（契約保証金の減免）

第16条 買取人が、保険会社との間に売却人を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（契約保証金の返還）

第17条 契約保証金は、買取人が契約の全部を履行し、その確認が終了したのち、買取人から契約保証金の還付請求書の提出を受けて、領収書と引き換えに返還するものとする。

（契約保証金の帰属）

第18条 契約保証金は、買取人が契約上の義務を履行しないときは、売却人に帰属する。

2 契約保証金は、別に定めるもののほか、買取人の責めに帰すべき理由により生じた当該契約の一切の損害の賠償及び違約金に充当することができる。

（記録）

第19条 売却人及び買取人は、余剰電力の売却、購入について記録し、それぞれの要求により、その写しを提出することとする。

（権利義務の譲渡等）

第20条 買取人は、この契約により生ずる権利若しくは義務については、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により売却人の承諾を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第21条 この契約に基づく余剰電力供給に伴い、その責めに帰すべき事由により相手方若しくは託送事業者又は第三者に対し、損害を生じせしめた場合は、その原因者が賠償の責

を負うものとする。

なお、本契約の解除に伴い発生する売却人の余剰電力売却機会の喪失及び電力量料金単価の下落に伴う損害を含む。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第22条 買取人は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次条第1項第5号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。次条第1項第5号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。
- (2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(売却人の契約解除権等)

第23条 売却人は、買取人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 前2号のいずれかに該当する場合のほか、買取人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) 支払期日までに電力量料金の納付がなく、売却人が督促状において指定する期日までに、なお支払いがなかったとき。
- (5) 再生可能エネルギー特別措置法に基づく納付金を納付しないことが経済産業省から公表されたとき。
- (6) 第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 買取人（買取人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この

号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等(買取人の代表役員等(買取人が個人である場合にはその者を、買取人が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。)に、売却人が当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合は、既引取完了部分の所有権は買取人に帰属するものとし、買取人は、その既引取完了部分に対する契約代金相当額を支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、買取人は、予定売却電力量から契約解除までに支払いが完了した電力量を差し引いた電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計金額の10分の1に相当する額を違約金として、売却人の指定する期間内に売却人に納入しなければならない。

なお、この契約における違約金とは、第21条に規定する損害賠償とは別に、買取人が売却人に支払うものとする。

4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、売却人は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

なお、契約保証金と未払金に差額が生じた場合、買取人は、売却人の定める納入通知書により売却人の指定した日までに差額を納付し、又は売却人は買取人に対して差額を還付するものとする。

(談合その他不正行為による契約解除)

第24条 売却人は、この契約に関して、買取人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 買取人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買取人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買取人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買取人又は買取人が構成事業者である事業者団体（以下「買取人等」という。）に対して行われたときは、買取人等に対する命令で確定したものをいい、買取人等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、買取人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買取人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 買取人（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 買取人の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第23条第3項及び第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（買取人の契約解除権等）

第25条 買取人は、売却人がこの契約に違反し、その違反によりこの契約を履行することが不可能となったときは、この契約を解除することができるものとし、買取人が解除により損害を受けたときは、売却人は、その損害を賠償しなければならない。

この場合、既引取完了部分の所有権は買取人に帰属するものとし、既引取完了部分に係る非化石証書による環境価値について第1条第3項の非化石価値の証書取得が完了してい



ない場合、売却人は、買取人の非化石価値の証書取得手続きに協力するものとする。

(談合その他不正行為による賠償金)

第26条 買取人は、第24条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったときは、売却人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約単価に予定売却電力量を乗じて得た金額の合計金額の10分の2に相当する額を売却人の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、売却人に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、売却人がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の徴収)

第27条 買取人がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金(以下「違約金等」という。)を売却人の指定する期間内に支払わないときは、売却人は、その支払わない額に売却人の指定する期間を経過した日から違約金等支払の日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額の延滞金を徴収する。

(契約の変更)

第28条 この契約に定める事項について、変更する必要がある場合は、売却人と買取人が協議の上、これを行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第29条 買取人は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、この契約終了後、又はこの契約の解除後においても同様とする。

(補則)

第30条 この契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた事項については、必要に応じて売却人と買取人が協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年〇月〇日

売却人

高松市

高松市長

大西 秀 人

Ⓜ

買取人

住 所

氏 名

Ⓜ

【別表 1】

|        |  |
|--------|--|
| 売却地点   | 四国電力送配電株式会社の由佐線 6 1 E 1 3 N 1 号柱より引き込んだ西部クリーンセンターの構内柱上に施設した高松市西部クリーンセンターの区分開閉器の電源側リード線接続点。 |
| 発電機出力  | 3, 0 0 0 kW  |
| 余剰最大電力 | 1, 9 9 9 kW  |
| 電気方式   | 交流三相三線式  |
| 周波数    | 6 0 Hz   |
| 標準電圧   | 6, 0 0 0 V   |
| 標準力率   | 遅れ 9 0 % 以上  |

【別表 2】

季節別時間帯別電力量料金単価

|           |         |      |
|-----------|---------|------|
| 夜間・休日電力量  | バイオマス分  | 〇円〇銭 |
|           | 非バイオマス分 | 〇円〇銭 |
| 夏季昼間電力量   | バイオマス分  | 〇円〇銭 |
|           | 非バイオマス分 | 〇円〇銭 |
| その他季昼間電力量 | バイオマス分  | 〇円〇銭 |
|           | 非バイオマス分 | 〇円〇銭 |

単価には、消費税及び地方消費税額を含む。

【別表 3】

夏季、その他季、昼間、夜間・休日の区分

| 区 分     |  |
|---------|--|
| 夏 季     | 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間   |
| そ の 他 季 | 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間   |
| 昼 間     | 午前 8 時から午後 1 0 時までの時間帯<br>(ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 2 月 3 0 日、1 2 月 3 1 日の該当する時間帯を除く。) |
| 夜間・休日   | 昼間以外の時間帯   |

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 買取人は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高松市（以下「売却人」という。）の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号）その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 買取人は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 買取人は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により売却人に届け出なければならない。

2 買取人は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により売却人に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 買取人は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による業務の着手前に書面により売却人に届け出なければならない。

2 買取人は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により売却人に届け出なければならない。

3 買取人は、売却人の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に買取人が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 買取人は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

2 買取人は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確

立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 買取人は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除された後も同様とする。

2 前項について、買取人は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

第7条 買取人は、売却人から個人情報を受領する場合は、売却人が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、売却人に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 買取人は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、次項の売却人の承認を得た場合は、この限りでない。

2 買取人は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を売却人に申請しなければならない。

3 前項の承認を得た場合においては、買取人は売却人に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 買取人は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、売却人の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を売却人に対して報告しなければならない。

5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 買取人は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 買取人は、売却人に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 買取人は、個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (4) 売却人が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 売却人の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複写し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 買取人は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

2 買取人は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は売却人の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 買取人は、売却人の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 買取人は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、売却人の指定した方法により、個人情報を返還し、消去又は廃棄しなければならない。

2 買取人は、個人情報の消去又は廃棄に際し売却人から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 買取人は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 買取人は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により売却人に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 買取人は、売却人から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 買取人は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 売却人は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、買取人及び再委託先に対して、監査又は実地検査（以下「監査等」という。）を行うことができる。

2 買取人は、売却人が前項の目的を達するため、買取人に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに応じなければならない。

3 売却人は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、買取人に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 買取人は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに売却人に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、売却人の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

2 買取人は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、売却人その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 売却人は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、買取人は、売却人が買取人から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

(契約解除)

第17条 売却人は、買取人が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 買取人は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、売却人に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 買取人の故意又は過失によるものか否かを問わず、買取人が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、売却人又は第三者に損害を与えたときは、買取人は、売却人に対して、その損害を賠償しなければならない。